

令和5年7月豪雨で被災された農業従事者の方へ市税の減免のお知らせ

この度の令和5年7月豪雨の被害に遭われた市民の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。
さて、今回被災された方で、次に挙げる対象要件を満たす方は、市税の減免に該当する場合があります。

つきましては、減免を申請される方は必要書類を提出いただき申請いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象要件

- ① 農作物の減収額が平年における収入額の3割以上ある方
- ② 床組みのある農業用倉庫等の建物が浸水被害を受けた方（※床下浸水は対象となりません）
- ③ 償却資産に被害があり修繕、交換の必要がある方
- ④ 農地の被害の程度が2割以上ある方

2. 減免申請に必要なもの

- ・減免申請書
- ・被害状況の写真
- ・償却資産に被害がある場合はその資産が特定できる資料
- ・農地の被害がある場合は被害面積がわかる資料
- ・農業共済組合等の収入保険に加入している場合はその証書等

3. 提出期限

令和5年9月15日(金)

4. 問い合わせ及び提出先

| 区 分 | 担当課・係名 | 電話番号 |
|---------|----------|--------------|
| 市県民税 | 税務課 住民税係 | 0943-75-4977 |
| 国民健康保険税 | | |
| 固定資産税 | 税務課 資産税係 | 0943-75-4977 |

5. 留意事項

- ・今回の減免措置は課税されていることが前提となりますのでご留意願います。
- ・農業共済組合等の収入保険に加入されている場合、補填内容が判明するまでに期間を要しますのでその間は通常どおりの納付をお願いします。
- ・納付が困難な方は納税相談にも応じますので別途ご相談ください。